

1 安心・安全な暮らしを守るために

(1) 窃盗、侵入盗などへの対策について

令和7年鴻巣警察署刑法犯認知件数7月末(暫定値)

罪種	令和7年 1～7月	令和6年 1～7月	増減
全刑法犯	730	632	98
侵入窃盗	92	55	37
自動車盗	11	10	1
オートバイ盗	5	10	△5
車上ねらい	19	27	△8
部品ねらい	16	15	1
自転車盗	136	127	9
自販機ねらい	2	8	△6
万引き	95	89	6

令和6年北本市刑法犯認知件数

罪種	令和6年	令和5年	増減
全刑法犯	401	332	69
住宅侵入窃盗	10	6	4
自動車盗	2	3	△1
オートバイ盗	4	6	△2
車上ねらい	23	8	15
ひったくり	0	1	△1
自転車盗	63	81	△18
自販機ねらい	3	1	3
不同意わいせつ	2	6	△4

(出典)埼玉県警ホームページ

2 放課後児童健全育成事業における量と質の確保について

(1) 公設学童保育室について

区分	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	増減
指定管理料	176,707千円	178,481千円	+1,774千円
処遇改善事業補助金	6,061千円		△6,061千円
送迎バス事業補助金	391千円		△391千円
合計	183,159千円	178,481千円	△4,678千円

支援単位数 13→17
児童数 823人→865人
配置基準 常時2人→常時3人

指定管理料【上限額】
182,557千円

1 安心・安全な暮らしを守るために (1) 窃盗、侵入盗などへの対策について

安心・安全

北本あんぜん情報 第130号

関くらし安全課交通・防犯担当 (☎ 594-5522)

防犯情報等を配信中
北本メールをご利用ください



市内の刑法犯認知件数

区分	令和5年中	
	件数	前年同月比
街頭犯罪	路上強盗	0件 0
	ひったくり	1件 +1
	オートバイ盗	6件 +2
	自転車盗	81件 +31
	自動車盗	3件 -5
	車上ねらい	8件 0
	部品ねらい	10件 -3
	自動販売機ねらい	1件 +1
	計	110件 +27
侵入窃盗		23件 +8
刑法認知件数		332件 +10

令和5年中の県内の刑法犯認知件数は2年連続で増加し、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年と同等の水準まで戻っています。市内の刑法犯認知件数も**自転車の窃盗被害や空き巣等の侵入窃盗が増加**し、昨年と比較して10件増加しています。1人1人が防犯対策をとりましょう。

自転車の窃盗被害に注意！

窃盗被害を防ぐ防犯対策の3ステップ

Step1

とめたらカギをかける

Step2

補助錠を取り付けて2ロック

Step3

自宅では柱などの構造物に繋いでロック



空き巣などの侵入窃盗に注意！

ご家庭での防犯対策のポイント

- ・玄関ドアや窓に補助錠を取り付ける
- ・玄関ドアや窓を防犯性能の高い建物部品(CP部品)に交換する
- ・窓に防犯フィルムを貼付する
- ・屋外にセンサー付きライトを設置する
- ・カメラ付きインターホンを設置する
- ・屋外に足場になるような物を置かない
- ・郵便受けに新聞をためない



暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ vol.174

パソコンのサポート詐欺に注意

「パソコンでインターネットを使用中に警告音が鳴り、『ウイルスに感染している』などと警告画面に変わり、警告画面上にサポートセンターの電話番号が表示され、電源を切らずにサポートセンターに電話をかけるよう表示されていた。警告画面が次々と開き、『今すぐ対応しないと個人情報漏洩する』とも書かれており、実在する企業のロゴも表示されていたので、慌てて表示されていたサポートセンターに連絡してしまった」との相談がAさんから寄せられました。

パソコンのサポート詐欺とは、インターネット検索中に偽のセキュリティ警告画面や警告音を出し、偽のサポートセンターに誘導してサポート料金を支払わせる手口です。この警告の内容はすべて根拠のない騙すための表示であり、使用中のパソコンがウイルスに感染したために表示されたものではありません。偽のセキュリティ警告が表示された場合は、慌てずにブラウザを閉じるだけで問題ありません。

相談窓口

- 北本市消費生活センター（北本市役所市民課内 ☎ 511-8800）
毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
10：00～12：00、13：00～16：00
※土・日曜日、祝日は局番なしの ☎ 188へ（年末年始を除く）
- 埼玉県消費生活支援センター（☎ 048-261-0999）
毎週月～土曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～16：00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」（☎ 03-5614-0189）
毎週土・日曜日 10：00～12：00、13：00～16：00

お困りの時は北本市消費生活センターに相談してください。電話番号を知られてしまったことで、相手から電話でサポート契約を勧められる可能性があります。しばらくの間、登録以外の番号や知らない番号からの電話は無視するよう伝えました。偽警告から相手に電話をかける、遠隔操作に誘導され、利用目的のわからないまま遠隔操作ソフトのインストールや、遠隔操作を許可してはいけません。

広報きたもと No.1036

23

広報きたもと令和6年6月号

1 安心・安全な暮らしを守るために

(1)窃盗、侵入盗などへの対策について

わがまち防犯対策推進事業費補助金交付要綱

防犯カメラ整備事業

公共空間へ設置する防犯カメラの整備に係る経費
犯罪抑止重点地域(県警察が公開する窃盗7手口の
認知件数が年間5件以上の町字地域)への設置を優先する。

補助率1／3以内(重点地域は1／2以内)

1 安心・安全な暮らしを守るために

(2) 高齢者の見守りについて

みんなの
あんしん **介護保険**

わかりやすい利用の手引き

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です



北本市 高齢介護課
TEL. 048-594-5540

地域支援事業（総合事業）

総合事業 自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業 **一般介護予防事業**

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業**のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1～5となったとき、本人が希望し、市区町村が必要と判断すれば、**介護予防・生活支援サービス事業**を引き続き利用できます。

総合事業を利用するには

まずは、地域包括支援センターまたは、市区町村の担当課、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。

基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組みればよいかがわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- ☐ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- ☐ 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- ☐ 週に1回以上は外出していますか
- ☐ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活を続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。

生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。

介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。
※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

対象者

- 要支援1・2の方
- 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方で、要介護1～5となったあとも本人が利用を希望し、市区町村が必要と判断した方

介護予防 ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。

訪問型 サービス

掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型のサービス。地域住民が主体となったボランティアによるゴミ出しなどの支援から、介護事業者による、以前の介護予防訪問介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。

通所型 サービス

機能訓練や集いの場など通所型のサービス。地域住民が主体となった体操や運動等のサービスから、介護事業者による、以前の介護予防通所介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。

一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（介護予防教室）などを実施します。
※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

対象者 65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

介護予防教室の例

【運動器の機能向上】	【栄養改善】	【口腔機能の向上】
● 筋力トレーニング ● 有酸素運動 など	栄養改善のための食材の選び方や調理方法などに関する指導、相談受け付け	● 口の中や義歯の手入れ方法 ● 咀嚼、飲み込みの訓練法などの指導

介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。

※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

対象者

- 要支援1・2の方
- 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方で、要介護1～5となったあとも本人が利用を希望し、市区町村が必要と判断した方



介護予防 ケアマネ ジメント

地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。



訪問型 サービス

掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型のサービス。
地域住民が主体となったボランティアによるゴミ出しなどの支援から、介護事業者による、以前の介護予防訪問介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



通所型 サービス

機能訓練や集いの場など通所型のサービス。
地域住民が主体となった体操や運動等のサービスから、介護事業者による、以前の介護予防通所介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（介護予防教室）などを実施します。

※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

対象者 65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

介護予防教室の例

【運動器の機能向上】

- 筋力トレーニング
- 有酸素運動
など



【栄養改善】

栄養改善のための食材の
選び方や調理方法などに
関する指導、
相談受け付け



【口腔機能の向上】

- 口の中や義歯の手入れ方法
- 咀嚼^{そしゃく}、飲み込みの
訓練法などの指導



2 放課後児童健全育成事業における量と質の確保について

(1) 公設学童保育室について

区分	R6決算		R7予算		増減	
	決算額	構成比	予算額	構成比	金額	構成比
指定管理料等	183,159,000	69.1%	178,481,000	68.5%	-4,678,000	-0.6%
うち国補助	52,319,000	19.7%	59,493,000	22.8%	7,174,000	3.1%
うち県補助	53,663,000	20.2%	60,837,000	23.3%	7,174,000	3.1%
うち市負担	77,177,000	29.1%	58,151,000	22.3%	-19,026,000	-6.8%
保育料収入	81,925,700	30.9%	82,248,000	31.5%	322,300	0.6%
合計	265,084,700	100.0%	260,729,000	100.0%	-4,355,700	0.0%

※県補助額は、R7国補助＋R6県単補助実績で計上

2 放課後児童健全育成事業における量と質の確保について

(1) 公設学童保育室について

運営費の費用負担割合の考え方

国1／3	利用者負担
県1／3	
市1／3	
処遇改善分	←国・県・市1／3ずつ